

公募型プロポーザル

共通説明書

1. 業務の概要

- (1) 手続開始の公告日
個別説明書による。
- (2) 業務の目的
個別説明書による。
- (3) 業務内容、主たる部分及び軽微な部分
個別説明書による。
- (4) 再委託の禁止
主たる部分の再委託は認めない。
- (5) 履行期間
個別説明書による。
- (6) 担当部局
個別説明書による。

2. 参加申込書及び技術提案書の提出者に要求される資格要件

- (1) 参加申込書及び技術提案書の提出者に要求される資格
 - ① 参加申込書及び技術提案書を提出しようとする者は、個別説明書に示す資格を満たしている者であること。
 - ② 参加申込書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - a) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。
 - a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- ニ) 組合の理事
- ホ) その他業務を執行する者であって、イ) から ニ) までに掲げる者に準ずる者
- b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他特定手続の適正さが阻害されると認められる場合
組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の特定手続に参加している場合、その他上記1) 又は2) と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 参加申込書に関する要件

① 参加申込書の提出者に対する要件

1) 同種又は類似業務等の実績

個別説明書に示す実績を1件以上（設計共同体の場合は、代表者について1件以上）有すること。ただし、同種及び類似業務は国、地方公共団体（注1）が発注した業務で、個別説明書に示す期間までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

注1：地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。

② 予定管理技術者

予定管理技術者については個別説明書による。

③ 照査技術者

照査技術者については個別説明書による。

3. 参加申込書の提出方法等

(1) 関連資料

業務の実績として記載した業務については、契約書の写し及び実施体制が証明できる資料並びに業務実績が判断できる資料を提出すること。

(2) 提出期限及び提出先

提出期限及び提出先は個別説明書による。

なお、提出期限内に提出されなかった場合は本競争に参加できない。

4. 設計共同体

設計共同体の場合は以下に留意すること。

- (1) 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しない

こと。

- (2) 設計共同体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記載すること。
- (3) 管理技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。
- (4) 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。
- (5) 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。
- (6) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

5. 技術提案書を特定するための基準

個別説明書による。

6. 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めたものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。個別説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書、個別説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、実施方針及び評価テーマの記載内容において、次の事項に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は無効とする場合がある。

- 1) 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- 2) 業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。
- 3) 実施方針と評価テーマ間に矛盾がある、又は実施方針と評価テーマそれぞれに矛盾があり整合性が図られていない場合。

② 設計予定金額の目安

個別説明書による。

③ 参考見積

本業務に係る参考見積を提出すること（様式自由）。提出しない場合は、参加申込書及び技術提案書を無効とし、以後の特定手続への参加を認めない。

④ 作成方法

本業務に関する実施方針等の技術提案の記載にあたっては、個別説明書による。

記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

(2) 関連資料

業務の実績として記載した業務については、契約書の写し及び実施体制が証明できる資料並びに業務実績が判断できる資料を提出すること。

(3) 既存資料の閲覧

既存資料の閲覧の有無及び閲覧資料の内容等については個別説明書による。

(4) 提出期限及び提出先

個別説明書による。

(5) ヒアリング

ヒアリングは行わない。

7. 共通、個別説明書の内容についての質問

- (1) 質問の提出方法、質問の提出期間、提出先は個別説明書による。
- (2) 受付期間後の質問については一切回答しない。
- (3) 質問に対する回答方法及び回答期限については、個別説明書による。

8. 契約保証金

個別説明書による。

9. 契約書作成の要否

設計業務等委託契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

なお、設計業務等委託契約書（案）における第5条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、契約の相手方として決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 設計業務等委託契約書（案）第5条第3項及び第4項の使用を希望する契約の相手方は、契約の相手方として決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、契約担当者等は契約の相手方が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 契約の相手方は調査の実施に協力し、契約の相手方として決定した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、業務委託料債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書（案）第5条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

10. 支払条件

個別説明書による。

11. 関連情報を入手するための照会窓口

上記1.(6)に同じ。

12. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (3) 本業務を受注した建設コンサルタント等（設計共同体の各構成員を含む。）及び、本業務を受注した建設コンサルタント等（設計共同体の各構成員を含む。）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体の場合は各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタント等と資本・人事面において関連」があるとは、次の①から③に該当することをいう。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
 - 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する場合。ただし、1) については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合、その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (4) 参加申込書、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。
- (5) 参加申込書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- また、提出された参加申込書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加申込書及び技術提案書を無効とし、以後の特定手続への参加を認めない。
- ① 参加申込書、技術提案書の全部又は一部が未提出
 - ② 参加申込書、技術提案書と無関係な書類
 - ③ 他の業務の参加申込書、技術提案書
 - ④ 白紙
 - ⑤ 説明書に記載された項目を満たしていない
 - ⑥ 契約担当者等名に誤りがある
 - ⑦ 発注案件名に誤りがある
 - ⑧ 提出者名に誤りがある
 - ⑨ その他未提出又は不備がある
- (6) 提出された参加申込書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び技術提案書は、特定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加申込書及び技術提案書は公開しない。
- (7) 提出期限以降における参加申込書、技術提案書及び資料の差し替え又は再提出は認めない。また、参加申込書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの契約担当者等の了解を得なければならない。
- (8) 技術提案の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。